第十八条の十五の三第一項	未成年者口座内上場株式等
法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この項、第三項、第十八条の十五の七及び第十八条の十五の九において「非課税口座内上場株式等」という。）	当該未成年者口座内上場株式等
当該非課税口座内上場株式等	第三十七条の十四の二第十二項
第十八条の十五の三第八項	第三十七条の十四の二第十六項第二号
第三十七条の十四第六項	第三十七条の十四の二第十二項
第十八条の十五の三第十五項	第三十七条の十四の二第十六項第二号
第三十七条の十四第十項第二号	第三十七条の十四の二第十二項
第三十七条の十四第六項	第三十七条の十四の二第十二項
第十八条の十五の三第二十二項	第三十七条の十四の二第二十四項第一号
第三十七条の十四第二項第一号	第三十七条の十四の二第二十四項第一号
第三十七条の十四第二十二項に	第三十七条の十四の二第二十四項に
第三十七条の十四第二十一項	第三十七条の十四の二第二十三項
第三十七条の十四第二項	第三十七条の十四の二第二十三項
前項第二号	第十八条の十五の十第十六項第二号
廃止通知書	未成年者口座廃止通知書
第十八条の十五の三第二十四項	第三十七条の十四の二第二十五項
第三十七条の十四第二項	第三十七条の十四の二第二十五項
同条第六項	同条第十二項
第十八条の十五の三第二十五項	第三十七条の十四の二第十五項
第三十七条の十四第九項	第三十七条の十四の二第十五項
第十八条の十五の四第一項	及び第十八条の十五の十第十七項において準用する第十八条の十五の八
、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九	、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九
非課税口座の	未成年者口座の
番号及び当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定に係る勘定設定期間の区分	番号
第十八条の十五の四第二項	未成年者口座の
番号及び当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定に係る勘定設定期間の区分	番号
非課税口座の	未成年者口座に
番号及び当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定に係る勘定設定期間の区分	又は
第十八条の十五の四第三項	未成年者口座が
、非課税管理勘定廃止通知書又は	又は

第十八条の十五の五	基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号
非課税口座を	未成年者口座を
非課税口座に	未成年者口座に
、非課税管理勘定廃止通知書又は	又は
基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号	整理番号
非課税口座の	未成年者口座の
第十八条の十五の六	及び第十八条の十五の十第十七項において準用する第十八条の十五の八
、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九	、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九
非課税口座の	未成年者口座の
番号及び当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定に係る勘定設定期間の区分	番号
第十八条の十五の七第一項	未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等
非課税口座に係る非課税口座内上場株式等	第十八条の十五の十第十七項において準用する次条
第十八条の十五の七第二項	次号
次条及び第十八条の十五の九	次号及び第十八条の十五の九第二項
番号及び当該非課税口座においてその死亡の時に設けられていた非課税管理勘定に係る勘定設定期間の区分	番号
第十八条の十五の八の見出し	未成年者口座
非課税口座	未成年者口座
第十八条の十五の八第一項	未成年者口座開設届出書（
非課税口座開設届出書（	未成年者口座開設届出書（
非課税口座開設届出書に	未成年者口座開設届出書に
非課税口座内上場株式等移管依頼書、未成年者口座非課税口座間移管依頼書、	第十八条の十五の十第三項に規定する未成年者口座内上場株式等移管依頼書、
金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書	未成年者口座廃止届出書、施行令第二十五条の十三の八第九項第二号に規定する出国移管依頼書、同項第四号の届出書
非課税口座が	未成年者口座が